	衛星間　J202	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
	無線標定	
58.2−59 J189　J201	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用

を

	衛星間　J202	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
	無線標定	
58.2−59 J189　J201	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
57−58.2 J189	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	衛星間　J202	電気通信業務用 公共業務用
	移動　J201A　J204	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用） 一般業務用
	無線標定	公共業務用 一般業務用
58.2−59 J189　J201	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	移動　J201A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用） 一般業務用

に

	衛星間　J202	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
	無線標定	
58.2−59 J189　J201	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
57−58.2 J189	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	衛星間　J202	電気通信業務用 公共業務用
	移動　J201A　J204	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用） 一般業務用
	無線標定	公共業務用 一般業務用
58.2−59 J189　J201	地球探査衛星（受動） 宇宙研究（受動）	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	移動　J201A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用） 一般業務用

改める。

第2の国内周波数分配の脚注J201の次に次のように加える。

J201A

移動業務（小電力業務用を除く。）によるこの周波数帯の使用は、2021年12月31日までに限る。

第2の別表9−9中「62.5GHz」を「61.5GHz」に改める。

○法務省・総務省・経済産業省告示第五号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十三年九月十五日付けで業務の用に供する設備の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月二十七日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
経済産業大臣　枝野　幸男

1　認定認証業務の名称　TDB電子認証サービスTypeA

2　認定認証業務を行う者の名称　株式会社帝国データバンク

3　認定認証業務を行う者の住所　東京都港区南青山二丁目5番20号

4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA−1で変換した値（16進数）

C946　FC25　2DC3　DF4A　A20C　3E44　89FF　8B01　4F30　C16E

○文部科学省・経済産業省告示第三号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年九月二十七日

文部科学大臣　中川　正春
経済産業大臣　枝野　幸男

電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則

電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「（原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人に限る。）」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字菖蒲字舘山一七二九の三、一七二九の一六から一七二九の二〇まで、字陣内山二　一七三〇の一一から一七三〇の一三まで、一七三〇の二一、一七三〇の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字舘山一七二九の一八・字陣内山二　一七三〇の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市脇神字舘野一九の二九、字佐助岱二七の一、一四〇、阿仁幸屋渡字桁子沢七一の一、七三の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字舘野一九の二九・字佐助岱二七の一・一四〇・字桁子沢七一の一・七三の五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）